破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第１６９号
兵庫県尼崎市潮江４丁目４番１号
債務者　株式会社垣内商店
代表者代表取締役　垣内　茂晴
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芦原　　健
4　破産債権の届出期間　平成30年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月18日午前10時15分
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４８６号
千葉県船橋市東船橋３丁目１番５号
債務者　株式会社吉川工務店
代表者代表取締役　吉川　　勉
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湊　　弘美
4　破産債権の届出期間　平成30年５月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午前11時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４３５号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1351番地
債務者　有限会社山地企画
代表者代表取締役　山地　政友
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石塚　英一
4　破産債権の届出期間　平成30年５月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午前11時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４８１号
愛知県あま市上萱津八剱10番地
債務者　株式会社むつわホールディングス
代表者代表取締役　河本　篤根
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米澤　孝充
4　破産債権の届出期間　平成30年５月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４６号
松江市大輪町392番地19
債務者　有限会社八木商店
代表者代表取締役　八木　泰子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡﨑真由子
4　破産債権の届出期間　平成30年５月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月26日午前11時30分
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１８７号
北九州市小倉南区下曽根２丁目９番21号
債務者　有限会社ふじ酒販
代表者取締役　山岡　一幸
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　典子
4　破産債権の届出期間　平成30年５月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月21日午前11時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２４号
北海道北見市本町４丁目２番地15
債務者　北見本州建材株式会社
代表者代表取締役　北端　伸行
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友澤　太郎
4　破産債権の届出期間　平成30年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月17日午後１時30分
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成３０年（フ）第３１号
福島市松川町美郷２丁目25番地の３
債務者　有限会社北一
代表者代表取締役　北原　孝雄
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　浩司
4　破産債権の届出期間　平成30年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月20日午前11時
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第２６５号
千葉県船橋市本町２丁目26番25号
債務者　株式会社エス・ブラッド
代表者代表取締役　齋藤　徹也
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日名子　暁
4　破産債権の届出期間　平成30年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午後１時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４６６号
東京都国分寺市泉町３丁目３番１―409号
債務者　株式会社ＫＡＧＥＹＡＭＡエンタープライズ
代表者代表取締役　荒木　康男
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　幸臣
4　破産債権の届出期間　平成30年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月21日午後１時20分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２３３４号
神奈川県横浜市神奈川区栄町11番４号　栄町第一ビル２階
債務者　株式会社プレミアバンク
代表者代表取締役　真山　　壮
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　英二
4　破産債権の届出期間　平成30年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月７日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９１号
静岡県掛川市下垂木1814番地の２
債務者　有限会社丸晃建設
代表者代表取締役　荒川　健二
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田香一郎
4　破産債権の届出期間　平成30年５月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月25日午後３時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第６８号
広島県福山市新浜町１丁目５番13号
債務者　大阪屋食品有限会社
代表者代表取締役　小泉　勝彦
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　　崇
4　破産債権の届出期間　平成30年５月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月17日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第１８６号
北九州市小倉北区浅野３丁目８番１号ＡＩＭビル６Ｆ
債務者　株式会社レップス
代表者代表取締役　山岡　一幸
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　典子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月21日午前11時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２０１号
京都市中京区三条通烏丸西入御倉町64番地
債務者　株式会社モンテローザ
代表者代表取締役　中山　正博
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中筋　斉子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午前11時45分
京都地方裁判所第５民事部破産係